横浜市瀬谷区地域ケアプラザ
指定管理者公募要項
【共通資料】

令和元年 12 月

横浜市瀬谷区福祉保健課

１　指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズに対してより効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年６月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されました。これによって従来、公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営は、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

ついては、令和３年４月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり、事業者を広く公募します。

２　公募の概要

(1) 対象施設

ア　横浜市二ツ橋地域ケアプラザ　（以下「二ツ橋地域ケアプラザ」という。）
　　所在地:横浜市瀬谷区二ツ橋町83－４

イ　横浜市阿久和地域ケアプラザ（以下「阿久和地域ケアプラザ」という。）
　　所在地:横浜市瀬谷区阿久和南２－９－２

ウ　横浜市中屋敷地域ケアプラザ　（以下「中屋敷地域ケアプラザ」という。）
　　所在地:横浜市瀬谷区中屋敷２－18－６

エ　横浜市下瀬谷地域ケアプラザ　（以下「下瀬谷地域ケアプラザ」という。）
　　所在地:横浜市瀬谷区下瀬谷２－44－６

オ　横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ（以下「二ツ橋第二地域ケアプラザ」という。）
　　所在地:横浜市瀬谷区二ツ橋町469　せやまる・ふれあい館１階

(2) 指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月31日まで（５年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「６　公募及び選定に関する事項」P18参照）

横浜市は、「横浜市瀬谷区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市地域ケアプラザ条例（以下「条例」という。）第12条第１項に基づき設置される「横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。)」の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒246-0021　横浜市瀬谷区二ツ橋町190
瀬谷区福祉保健課運営企画係（４階44番窓口）
電話：045（367）5710　　ＦＡＸ：045（365）5718
E-mail：se-fukuho@city.yokohama.jp

３　公募条件について

介護保険制度改正等により、業務内容や人員体制等が変更となる場合があります。変更が生じた場合には、指定管理者（指定管理者の候補者）と協議のうえ、変更協定書を締結します。

４　指定管理者が行う業務

条例第４条第１項に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください。）

５　地域ケアプラザの概要

(1) 施設の設置目的

地域ケアプラザは、「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため」に設置される横浜市独自の施設です（条例第１条）。

≪参考≫地域における地域ケアプラザの役割

地域ケアプラザは、地域の身近な相談機関として、地域ケアプラザへ寄せられたあらゆる層の人の相談を受け止めており、これらの相談を通して様々な個別課題を把握するとともに、日常業務や地域住民とのつながりを通して豊富な地域情報を把握しています。個別課題にとどまらず、地域住民の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、それらの活動をつないで、地域ケアプラザの各職種が連携し、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりを行うなど、地域支援の中核的な役割を担います。

(2) 実施事業（具体策）

横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者公募要項＜施設別資料＞「３　地域ケアプラザの実施事業（Ｐ６）」を参照してください。

(3) 留意事項（維持管理の対象となる施設及び設備）

横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者公募要項＜施設別資料＞「１　施設の概要（Ｐ１）」における施設及び設備の維持管理を行います。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア　職員配置基準（令和元年 12 月現在）

①二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ　※デイサービスあり

地域ケアプラザの指定管理業務に従事する職員として、次の常勤職員※1を配置することとします。

事業	職種等	人員等
全体統括	地域ケアプラザ所長（以下「所長」という。）	常勤専従　１人
地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業）	地域活動交流コーディネーター※2（以下「地域活動交流 Co」という。）	常勤専従　１人以上
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター※2（以下「生活支援 Co」という。）	常勤専従　１人以上
地域包括支援センター運営事業※3、4、5	保健師その他これに準ずる者（以下「保健師等」という。）	常勤専従　１人以上
	社会福祉士その他これに準ずる者（以下「社会福祉士等」という。）	常勤専従　１人以上
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者（以下「主任介護支援専門員等」という。）	常勤専従　１人以上
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業及び通所系サービス事業は、介護保険法の配置基準に従ってください。 ※施設の運営開始日までに介護保険法に規定するサービス事業所の指定を受けることが必要になります。	
通所系サービス事業		

※１：常勤職員（所長、地域活動交流 Co、生活支援 Co、保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等）については、やむを得ず欠員が生じた場合は、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。なお、連続して 30 日を超えて勤務できない状態が継続する場合（年次有給休暇を除く。）は、31 日目以降を欠員として扱い、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。

※２：地域活動交流 Co 及び生活支援 Co は、資格不問ですが、地域支援に適性及び意欲を有する人物であることとします（地域ケアプラザに係る業務、福祉保健あるいは地域まちづくり等の経験者が望ましい）。

※３：保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等に係る資格要件及び経過措置等は、＜施設別資料＞「資料２　地域包括支援センター職員の資格要件等について」を参照してください。

※４：現時点における地域包括支援センター常勤職員の配置人数は、次のとおり となります。配置にあたっては、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱別表第３を参照してください。なお、配置人数は、毎年９月末時点の担当圏域における高齢者人口をもとに翌年度の地域包括支援センター職員配置人数を確定するため、配置人数が増減する場合（「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃－１）」における(3)イの配置予定人数を増減して、当該年度の地域包括支援センター運営事業の人件費を算出）があります。

施設名	65 歳以上人数	基本配置数	増員数
二ツ橋地域ケアプラザ	5,880 人	３人	０人
阿久和地域ケアプラザ	6,432 人	３人	１人
中屋敷地域ケアプラザ	6,763 人	３人	１人
下瀬谷地域ケアプラザ	8,925 人	３人	１人

※５：地域包括支援センター職員を配置することが著しく困難な場合は、地域包括支援センター増員職員を常勤換算方法に基づいて配置することを認めるものとします。詳細は「横浜市地域包括支援センターにおける常勤換算方法実施要領」を参照してください。

②ニツ橋第二地域ケアプラザ　※デイサービスなし

地域ケアプラザの指定管理業務に従事する職員として、次の常勤職員※1を配置することとします。

事業	職種等	人員等
全体統括	地域ケアプラザ所長※2 （以下「所長」という。）	常勤　１人
地域ケアプラザ運営事業 （地域活動交流事業）	地域活動交流コーディネーター※3 （以下「地域活動交流 Co」という。）	常勤専従　１人以上
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター※3 （以下「生活支援 Co」という。）	常勤専従　１人以上
地域包括支援センター運営事業※4、5、6	保健師その他これに準ずる者 （以下「保健師等」という。）	常勤専従　１人以上
	社会福祉士その他これに準ずる者 （以下「社会福祉士等」という。）	常勤専従　１人以上
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者 （以下「主任介護支援専門員等」という。）	常勤専従　１人以上
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業は、介護保険法の配置基準に従ってください。 ※施設の運営開始日までに介護保険法に規定するサービス事業所の指定を受けることが必要になります。	

※１：常勤職員（所長、地域活動交流 Co、生活支援 Co、保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等）については、やむを得ず欠員が生じた場合は、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。なお、連続して 30 日を超えて不在となる場合（年次有給休暇を除く。）は、31 日目以降を欠員として扱い、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。

※２：所長については、やむを得ない場合に限り、各事業の適切な実施を前提として地域ケアプラザが実施する地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）または生活支援体制整備事業の常勤職員若しくは介護予防支援事業（管理者は除く。）、居宅介護支援事業または同一敷地内の事業所の管理者のいずれかの職員との兼務を可とします。兼務する場合には、横浜市と協議することとします。なお、連続して 30 日を超えて兼務する場合（介護予防支援事業（管理者を除く。）、居宅介護支援事業及び同一敷地内の事業所の管理者は除く。）には、31 日目以降の人件費を返還するものとします。また、同一敷地内の事業所の管理者を兼務した場合には、所長人件費の 1/4（0.25）人工（地域ケアプラザ運営事業：1/16（0.0625）人工、地域包括支援センター運営事業：3/16（0.1875）

人工）を返還するものとします。

※３：地域活動交流 Co 及び生活支援 Co は、資格不問ですが、地域支援に適性及び意欲を有する人物であることとします（地域ケアプラザに係る業務、福祉保健あるいは地域まちづくり等の経験者が望ましい）。

※４：保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等に係る資格要件及び経過措置等は、「資料２　地域包括支援センター職員の資格要件等について」を参照してください。

※５：担当圏域における高齢者人口（住民基本台帳ベース。以下同じ。）は、5,814 人（令和元年９月末時点）であるため、現時点における地域包括支援センター常勤職員の配置人数は、３人となります。配置にあたっては、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱別表第３を参照してください。なお、配置人数は、毎年９月末時点の担当圏域における高齢者人口をもとに翌年度の地域包括支援センター職員配置人数を確定するため、配置人数が増減する場合（「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃－１）」における(3)イの配置予定人数を増減して、当該年度の地域包括支援センター運営事業の人件費を算出）があります。

※６：地域包括支援センター職員を配置することが著しく困難な場合は、地域包括支援センター増員職員を常勤換算方法に基づいて配置することを認めるものとします。詳細は「横浜市地域包括支援センターにおける常勤換算方法実施要領」を参照してください。

イ　指定管理料 ※1、2、3、4、5

①二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ　※デイサービスあり

(ｱ)　横浜市は、各事業等の経費に充てるため、指定管理者に対して指定管理料を支払います。

a　地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業
　人件費、事業費、事務費及び管理費等

b　生活支援体制整備事業費
　人件費、事業費及び事務費

c　一般介護予防事業費
　事業費

(ｲ)　指定管理料の上限額は、別に示しますので、それを参考に提案を行うものとします。なお、指定期間中の指定管理料は、社会情勢等の状況により、変更となる場合があります。

(ｳ)　指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書及び収支予算書をもとに、会計年度（４月１日から翌３月 31 日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の金額、支払時期及び支払方法等は、別途協定で定めます。

(ｴ)　各年度の指定管理料決定のための協議の際に、応募の際に提出された指定管理料提案書及び収支予算書の金額から減額する場合には、管理・運営及び業務内容等（開館日数及び開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

(ｵ)　指定管理者による管理運営が、本公募要項、応募書類及び協定等で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。指定管理料減額の基準・手続き等につ

いては、協定で定めます。

(ｶ)　指定管理業務に関する事業経費は、法人自体の口座とは別の口座で管理することとします。

※１：指定期間中の各年度の予算案が、横浜市会において議決されることを予算執行の条件とするものです。

※２：介護保険制度改正等により業務内容及び人員体制等に変更が生じた場合は、指定管理者と協議のうえ、必要に応じて指定管理料の調整を行います。

※３：指定管理料として支払われる項目は、別紙「横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類」の「＜説明資料＞地域ケアプラザの指定管理料提案書及び収支予算書作成方法について」を参照してください。

※４：管理費には、施設の維持保全に係る清掃、点検、運転及び監視等の経費を含みます。

※５：民間の通所系サービス事業者（以下「民間事業者」という。）は、自ら施設整備費等を負担していることを考慮し、民間事業者との負担の公平性を図るため、地域ケアプラザ運営経費の見込額から通所系サービス事業利用部分に係る施設使用料相当額として下表の金額を控除した額を上限額としています。提案額についても同様に、地域ケアプラザ運営経費から施設使用料相当額を控除した額とします。

＜施設使用料相当額＞

施設名	金額（年額）
二ツ橋地域ケアプラザ	1,977,500 円
阿久和地域ケアプラザ	2,782,500 円
中屋敷地域ケアプラザ	3,990,000 円
下瀬谷地域ケアプラザ	3,990,000 円

②二ツ橋第二地域ケアプラザ　※デイサービスなし

(ｱ)　横浜市は、各事業等の経費に充てるため、指定管理者に対して指定管理料を支払います。

a　地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業
　人件費、事業費、事務費及び管理費等

b　生活支援体制整備事業費
　人件費、事業費及び事務費

c　一般介護予防事業費
　事業費

(ｲ)　指定管理料の上限額は、別に示しますので、それを参考に提案を行うものとします。なお、指定期間中の指定管理料は、社会情勢等の状況により、変更となる場合があります。

(ｳ)　指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書及び収支予算書をもとに、会計年度（４月１日から翌３月 31 日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の金額、支払時期及び支払方法等は、別途協定で定めます。

(ｴ)　各年度の指定管理料は、協議により決定します。なお、応募の際に提出された指定管理料提

案書及び収支予算書の金額から減額する場合には、管理・運営及び業務内容等（開館日数及び開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

(ｵ)　指定管理者による管理運営が、本公募要項、応募書類及び協定等で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。指定管理料減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

(ｶ)　指定管理業務に関する事業経費は、法人自体の口座とは別の口座で管理することとします。

※１：指定期間中の各年度の予算案が、横浜市会において議決されることを予算執行の条件とするものです。

※２：介護保険制度改正等により業務内容及び人員体制等に変更が生じた場合は、指定管理者と協議のうえ、必要に応じて指定管理料の調整を行います。

※３：指定管理料として支払われる項目は、別紙「横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類」の「＜説明資料＞地域ケアプラザ指定管理料提案書及び収支予算書作成方法について」を参照してください。

※４：管理費には、施設の維持保全に係る清掃、点検、運転及び監視等の経費を含みます。

ウ　賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、２年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（地域ケアプラザ版）」を参照してください。

エ　小破修繕について

①二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ　※デイサービスあり

(ｱ)　地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業部門

地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業と通所系サービス事業との共用部分（按分後の通所系サービス事業負担部分は除く ※1）に係る小破修繕の合計額が年間 60 万円（指定額）の範囲内は、指定管理料で負担することとします ※2。

なお、年額 60 万円を超えた部分の金額は、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととします。

※１：地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター事業と通所系サービス事業の共用部分を修繕する場合は、それぞれ１：１で按分し、指定管理料と介護報酬等で負担することとします（以下同じ）。

※２：併設施設との共用部分（按分後の併設施設負担部分は除く）も含みます。（阿久和、中屋敷地域ケアプラザのみ）

(ｲ)　通所系サービス事業部門

通所系サービス事業並びに地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業部門との共用部分（按分後の地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業負担部分は除く ※1）に係る小破修繕の合計額が年間 60 万円の範囲内は、介護報酬等で負担することとします（※２）。

なお、年額 60 万円を超えた部分の金額は、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととしますが、通所系サービス事業における負担額が１件 10 万円以下の小破修繕については、介護報酬等で負担することとします。

※１:「地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業」と「通所系サービス事業」の共用部分を修繕する場合は、それぞれ１：１で按分し、指定管理料と介護報酬等で負担することとします。

※２：併設施設との共用部分（按分後の併設施設負担部分は除く）も含みます。

【補足説明】

- 横浜市が発注する修繕工事は、小破修繕には含まれません。
- 併設施設との共用部分を修繕する場合の費用按分の考え方は、〈施設別資料〉資料５のとおりとします。(阿久和、中屋敷地域ケアプラザのみ)
- 太陽光発電設備等に関して発生する小破修繕に係る費用は、上記の考え方に関わらず、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととします。(阿久和、中屋敷地域ケアプラザのみ)

＜参考＞小破修繕の考え方について

<table>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">小破修繕対象</td><td colspan="2">負担区分</td></tr>
<tr><td>累計負担額が 60 万円以下
(A+b1 または C+b2)</td><td>累計負担額が 60 万円超
(A+b1 または C+b2)</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">地域ケアプラザ
地域包括</td><td rowspan="2">指定管理料</td><td rowspan="2">指定管理料（追加）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">共有部分</td><td>b1</td><td>地域ケアプラザ
地域包括</td></tr>
<tr><td></td><td>b2</td><td>通所系サービス</td><td rowspan="2">介護報酬等</td><td>＜１件 10 万円超＞
指定管理料（追加）
＜１件 10 万円以下＞
介護報酬等</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="3">通所系サービス</td></tr>
</table>

※１:「地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業」と「通所介護系サービス事業」の共用部分を修繕する場合は、それぞれ１：１で按分し、指定管理料と介護報酬等で負担することとします。

※２：併設施設との共用部分（按分後の併設施設負担部分は除く）も含みます。

② ニツ橋第二地域ケアプラザ　※デイサービスなし

地域ケアプラザ内※1の小破修繕の合計額が年間60万円（指定額）の範囲内は、指定管理料で負担することとします。

なお、年額60万円を超えた部分の金額は、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととします。

※１：併設施設との共用部分（按分後の併設施設負担部分は除く）も含みます。

【補足説明】
- 横浜市が発注する修繕工事は、小破修繕には含まれません。
- 併設施設との共用部分を修繕する場合の費用按分の考え方は、〈施設別資料〉資料５のとおりとします。

オ　利用者の実費負担について

(ｱ)　条例第７条第２項各号に係る利用料金を利用者から徴収することとします。その他経費（印刷機及び複写機等の使用に係る印刷費及び紙代等）の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

(ｲ)　自主事業等にかかるテキスト代及び保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(ｳ)　地域ケアプラザの多目的ホール、地域ケアルーム、調理室及びボランティアルームを福祉保健活動以外で使う場合には、原則として目的外使用許可により目的外使用料を徴収して使用に供します（目的外使用料は横浜市の収入になります）。

カ　備品等の扱いについて

指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、横浜市が所有する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）は、「横浜市物品規則（昭和31年３月横浜市規則第33号）」に定められた物品管理簿（様式第14号）を備え適切に管理を行うものとします。

備品等（Ⅰ種）が本指定管理実施の用に供することができなくなった場合には、横浜市と調整のうえ、指定管理者が指定管理料または法人の負担により当該備品等を修理するものとします。

なお、多額の費用を要することなどにより修理が困難なときは、横浜市と協議のうえ、原則として、当該備品等を廃棄し、同等の機能を有する備品等を購入または調達し、指定管理者が購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）として管理するものとし、備品等（Ⅰ種）と明確に区分して管理するものとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担は、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応は、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担（協議）
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	横浜市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用 ※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	

利用者等への損害賠償	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力 ※2、3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※１：①次期指定管理者の指定のために開催する選定委員会の委員に支払う謝金等の費用
②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※２：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

※３：自然災害を原因とする不可抗力は、公的機関が発行する罹災証明書によって、発生した災害と受けた被害の因果関係が証明できることを原則とする。

(6) 業務実施上の留意事項

ア　関係法規の遵守

指定管理業務を実施する上で、主に次に記載する関連法令及び規則等を遵守することとします。なお、指定期間中にこれらの法令及び規則等に改正があった場合は、改正された内容とします。

(ｱ)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
(ｲ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
(ｳ)　横浜市地域ケアプラザ条例（平成３年９月横浜市条例第 30 号）
(ｴ)　横浜市地域ケアプラザ条例施行規則（平成３年 11 月横浜市規則第 93 号）
(ｵ)　横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成 26 年９月横浜市条例第 50 号）
(ｶ)　横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱
(ｷ)　地域ケアプラザ業務連携指針
(ｸ)　横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱
(ｹ)　地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価実施要綱
(ｺ)　横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
(ｻ)　横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱
(ｼ)　横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱
(ｽ)　横浜市一般介護予防事業の実施に関する要綱
(ｾ)　横浜市地域ケア会議実施要綱
(ｿ)　横浜市在宅援助記録票に係る事務取扱要綱
(ﾀ)　横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱
(ﾁ)　横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領
(ﾂ)　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(ﾃ)　横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年２月横浜市条例第６号）
(ﾄ)　横浜市中小企業振興基本条例（平成 22 年３月横浜市条例第９号）
(ﾅ)　横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）
(ﾆ)　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
(ﾇ)　介護保険法（平成９年法律第 123 号）、通所系サービス及び左記に関連する要綱等（地域包括支援センターの設置運営について（厚労省通知）及び地域支援事業実施要綱等）
(ﾈ)　横浜市介護保険条例（平成 12 年３月横浜市条例第 27 号）
(ﾉ)　横浜市介護保険条例等施行規則（平成 12 年横浜市規則第 44 号）
(ﾊ)　横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 26 年９月条例第 52 号）
(ﾋ)　横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 26 年９月条例第 51 号）
(ﾌ)　横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 76 号）
(ﾍ)　横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 77 号）
(ﾎ)　横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 79 号）
(ﾏ)　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
(ﾐ)　横浜市高齢者虐待防止事業実施要綱
(ﾑ)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
(ﾒ)　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
(ﾓ)　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
(ﾔ)　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）
(ﾕ)　労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等）
(ﾖ)　施設・整備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
(ﾗ)　環境法令等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）

＜主な関連法令及び規則等＞
URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/careplaza/kanrenhouki2019.html

イ　区行政との協働について

指定管理者は、区政運営方針や区地域福祉保健計画等、区の方針のもと地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して事業に取り組み、市民に対する福祉保健サービスの向上に努めることとします。

ウ　業務の基準及び評価について

(ｱ)　事業計画書及び事業報告書等の提出について

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の持続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物は、横浜市が公表することとします。

なお、事業計画書及び事業報告書等の内容は、協定等において定めるものとします。

(ｲ)　自己評価の実施について

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年１回以上、自己評価を実施することとします。

(ｳ)　第三者評価の実施について

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

地域ケアプラザの指定管理者は、横浜市が定めた共通評価基準に基づき、横浜市が認定した民間評価機関（NPO 法人及びシンクタンク等）による評価を受けることとし、これらの結果は、横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の２年目又は３年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負担（20 万円（消費税及び地方消費税を含まない。））となります。任意で２回以上第三者評価を受けていただくことは可能ですが、指定管理料として積算が認められるのは１回分のみです）。

(ｴ)　地域ケアプラザ事業実績評価の実施について

横浜市は、運営の質の向上を図ることを目的として指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ、達成状況を評価します。その後、目標の達成状況を横浜市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させます。

なお、評価結果は、横浜市が公表することとします。

(ｵ)　運営状況の報告について

指定管理者は、横浜市の求めに応じ、運営状況について適宜報告するものとします。

(ｶ)　業務の基準を満たしていない場合の措置について

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしく

は一部を停止する場合があります。この場合、横浜市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

エ　その他

(ｱ)　公正・中立性の確保について

指定管理者は、公設の地域ケアプラザとして、住民、地域団体及び事業者等に対して公正・中立な立場で業務にあたることとします。

(ｲ)　個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17 年２月横浜市条例第６号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(ｳ)　情報公開の実施について

指定管理者は、管理業務を実施するにあっては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年２月横浜市条例第１号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者がそれぞれの情報公開規程を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ｴ)　施設の利用について

指定管理者は、正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒むことはできません（地方自治法第 244 条第２項）。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをすることはできません（地方自治法第 244 条第３項）。

(ｵ)　事故への対応及び損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

a　指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

b　施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなけ

ればなりません。

c　指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

なお、対人補償の保険金額は１億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(ｶ)　苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(ｷ)　利用の継続

業務の開始にあたっては、既に居宅介護支援事業、介護予防支援事業、第１号介護予防支援事業及び通所系サービス事業を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間満了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(ｸ)　事業の継続が困難となった場合の措置

a　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は、地方自治法第 244 条の２第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対し引継ぎを行うものとします。

b　当事者の責めに帰すことができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ｹ)　協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ｺ)　公租公課

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ｻ)　施設情報の定期的報告

指定管理者は、建物及び設備の維持保全の状況について、各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市建築局保全推進課が策定している「維持保全の手引き」及び「指定管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(ｼ)　災害等発生時の対応

a　指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等のマニュアルの作成及び法令・規則等で定められている防災訓練等を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応することとします。

また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに横浜市にその旨を連絡することとします。

b　地域ケアプラザは、横浜市防災計画等に基づき、地震などの災害等発生時には福祉避難所

（地域防災拠点での避難生活が困難な要援護者とその介護者を受入れるための二次的避難場所）に位置付けられていることを踏まえて、その開設及び運営等に協力する必要があります。このため、別途横浜市と「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定（以下「福祉避難所に関する協定」という。）」を締結したうえで、「福祉避難所開設・運営マニュアル（以下「開設マニュアル」という。）」を作成し、あらかじめ災害等発生時に必要な体制整備等を行うものとします。

c　災害等発生時には、「福祉避難所に関する協定」及び「開設マニュアル」等に規定のない事項であっても、被災者の援助活動等に関して横浜市の求めがあった場合には、協力するよう努めることとします。また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない項目でも、災害発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

d　日頃から地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かし、災害発生に備えた地域の活動を支援することとします。

(ｽ)　急病等への対応

指定管理者は、利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、ＡＥＤを設置し、その取扱いを習熟するほか、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこととします。

(ｾ)　廃棄物の対応

指定管理者は、施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取り組みを推進することとします。

(ｿ)　自動販売機等について

自動販売機等の設置は、行政財産の目的外使用許可を申請のうえ、横浜市の定める基準に従って行うものとします。

なお、自動販売機使用に係る電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料は、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ﾀ)　横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）の施行に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は、当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ﾁ)　横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例（平成 22 年３月横浜市条例第９号）を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は、本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注

状況についての調査を実施する場合があります。

＜参考＞
横浜市ホームページ「入札・契約情報」のページから、有資格者名簿を閲覧することができます。
URL：http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html

(ツ)　財務状況の確認

横浜市は、安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、１会計年度に１回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。

つきましては、各団体から財務諸表等の財務状況を確認できる書類を提出していただく必要があります。

(テ)　ウェブサイト

ａ　最低限掲載すべき情報

指定管理者が、地域ケアプラザのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 地域ケアプラザの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

ｂ　セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ト)　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ナ)　地域ケアプラザ間の相互協力

課題解決の検討や人材育成に向けて、各地域ケアプラザにおける事例の共有を図ることや緊急時において近隣や区域の地域ケアプラザが連携して対応するなど、必要に応じて地域ケアプラザ間の相互協力に努めることとします。

(ニ)　その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するように努めることとします。

(ヌ)　その他

その他、記載のない事項は、横浜市瀬谷区長と協議を行うこととします。

６　公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

	項目	時期
1	公募の周知	令和元年 12 月９日（月）から令和２年１月 24 日（金）まで
2	公募要項の配布	令和元年 12 月９日（月）から令和２年１月 24 日（金）まで
3	現地説明会及び応募説明会	令和元年 12 月 20 日（金）
4	公募要項等に関する質問受付	令和元年 12 月 23 日（月）から令和元年 12 月 26 日（木）まで
5	公募要項等に関する質問回答	令和２年１月 10 日（金）頃（予定）
6	応募書類の受付期間	令和２年１月 23 日（木）から令和２年１月 24 日（金）まで
7	審査及び選定（面接審査実施）	令和２年３月 23 日（月）
8	選定結果の通知及び公表	令和２年３月下旬
9	指定管理者の指定	令和２年９月下旬（予定）
10	指定管理者との協定締結	令和３年３月（予定）

(2) 公募手続きについて

ア　公募の周知

地域ケアプラザの指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ　公募要項の配布

(ｱ)　配布期間

令和元年 12 月９日（月）から令和２年１月 24 日（金）まで

（土日祝日を除く、午前８時 45 分から午後５時まで）

(ｲ)　配布場所

瀬谷区役所福祉保健課運営企画係

瀬谷区ホームページからもダウンロードができます。

ＵＲＬ：https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/4shiteikanri.html

ウ　応募説明会及び現地見学会

現地見学会、応募方法及び応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している団体は、できる限り参加してください。

なお、当日は、本公募要項を配布しませんので、各自で持参してください。

また、応募説明会終了後、現地見学会を開催します。

(ｱ)　応募説明会

Ａ　開催日時：　令和元年 12 月 20 日（金）午前９時 30 分から（１時間程度）

Ｂ　開催場所：　瀬谷区役所　５階大会議室

C　参加人数：　各団体３名以内とします。

(ｲ)　現地見学会

A　開催日時：令和元年 12 月 20 日（金）

B　開催場所：区内地域ケアプラザ（５カ所）※現地集合とします。

（予定）　・中屋敷地域ケアプラザ　　午前 11 時～
・二ツ橋地域ケアプラザ　　午後１時 30 分～
・阿久和地域ケアプラザ　　午後１時 30 分～
・二ツ橋第二地域ケアプラザ　　午後３時 45 分～
・下瀬谷地域ケアプラザ　　午後３時 45 分～

※時間については、申込み状況により変更になる可能性があります。

C　参加人数：　施設毎に各団体２名以内とします。

D　そ の 他 ：施設の図面を確認したい方は、申込書の備考欄にそのうえ御記入ください。

(ｳ)　申込方法

参加を希望する団体は、令和元年 12 月 16 日（月）午後５時までに、Fax※1 または E-mail で「横浜市瀬谷区地域ケアプラザ応募説明会申込書（様式 12)」を瀬谷区福祉保健課運営企画係までお送りください。

なお、説明会当日は、会場に専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※１：Fax の場合は、送信後に担当まで電話で着信確認をしてください。

エ　公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(ｱ)　受付期間

令和元年 12 月 23 日（月）午前９時から令和元年 12 月 26 日（木）午後５時まで

(ｲ)　受付方法

Fax※2 又は E-mail で「質問書（様式 13)」を瀬谷区福祉保健課運営企画係にご提出ください。なお、電話でのお問合せには応じかねますので、ご了承願います。

※２：Fax の場合は、送信後に担当まで電話で受信確認をしてください。

＜提出先＞
瀬谷区福祉保健課運営企画係
ＦＡＸ：０４５－３６５－５７１８
Ｅ-mail：se-fukuho@city.yokohama.jp

オ　公募要項等に関する質問への回答

令和２年１月 10 日（金）（予定）に、次のウェブページにおいて回答を公表します。

ＵＲＬ：https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/4shiteikanri.html

カ　応募書類の受付

(ｱ)　応募書類

「６（４）応募手続きについて」(P26) を参照

(ｲ)　受付期間

令和２年１月 23 日（木）午前９時から令和２年１月 24 日（金）午後５時まで

(ｳ) 受付方法

瀬谷区福祉保健課運営企画係担当まで、持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

＜送付先＞
〒246-0021　横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地
瀬谷区役所福祉保健課運営企画係
電話番号：０４５－３６７－５７１０

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア　審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計３人までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募団体に後日お知らせいたします。

イ　選定委員会

（敬称略、50 音順）

氏　　名	所属等
阿久津　修	瀬谷北部地区民生委員児童委員協議会会長
浅見昭男	瀬谷第四地区民生委員児童委員協議会副会長
加藤由紀子	横浜市介護支援専門員連絡協議会代表
鈴鹿　茂	阿久和南部地区民生委員児童委員協議会会長
鈴木智香子	NPO 法人街カフェ大倉山ミエル理事長
橘　小末	宮沢地区民生委員児童委員協議会副会長
松本　孝	瀬谷第二地区民生委員児童委員協議会会長
松本道雄	認定 NPO 法人市民セクターよこはま副理事長
横山順一	日本体育大学体育学部健康学科教授
吉原智子	吉原智子税理士事務所代表(税理士)

ウ　会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、選定委員会の会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ　評価基準項目

項目	評価の視点	配点
1　運営ビジョン		
(1)　地域における地域ケアプラザの役割	・瀬谷区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みが具体的であるか。	30
(2) 応募理由	・応募にあたっての熱意があるか。	20
(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等の連携方法は具体的であるか。	30
(4)　担当地域における関係団体等との連携について	・地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携に具体的であるか。	10
(5)　合築施設との連携について（阿久和、中屋敷、二ツ橋第二地域ケアプラザのみ）	・同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法は具体的であるか。	10
2　団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3　職員配置及び育成		
(1) 所長及び職員の確保、配置	・所長（予定者）として必要な経験・指導力等を有しているか。 ・人員配置及び勤務体制が適切なものになっているか。また、必要な有資格者・経験者の確保策に具体性はあるか。 ・地域ケアプラザの安定した運営が確保されるよう、職員の継続的な配置等の計画が立てられているか。	30
(2) 育成・研修	・地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及	10

		び研修計画は効果的・具体的な内容になっているか。	
4　施設の管理運営			
	(1)　施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	・施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。	10
	(2) 事件事故防止体制、緊急時の対応	・事件事故の防止体制が適切であるか。また、事件事故発生時における緊急の対応については、連絡体制等に具体性はあるか。	10
	(3) 災害に対する取組		
	ア　福祉避難所の運営	・発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）が具体的な内容になっているか。	10
	イ　災害に備えるための取組	・震災や風水害等といった災害に備えるための取組が具体的な内容になっているか。	
	(4) 公正・中立性の確保	・公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	5
	(5)　利用者のニーズ、要望、苦情への対応	・利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
	(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	5
		・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組になっているか。	
	(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	・ヨコハマ３Ｒ夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5
5　事業			
	(1) 全事業共通		
	ア　施設の利用促進	・施設稼働率目標及び利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。	30
	イ　総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）	・高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談について、さまざまな場面での情報提供等が考えられているか。	
		・地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供の手法に反映させているか。	
	ウ　各事業の連携及び関連施設（地区セン	・地域ケアプラザの役割を果たすために、各事業で把握した課題や地域の情報等を共有するための方策が	

	ター等）との連携	具体的な内容となっているか。	
		・事業効果を上げるため、関連施設と連携して業務を行える内容となっているか。	
		・５職種にて個別の事例検討や担当圏域への支援方針を話し合う場を設けているか。	
	エ　地域福祉保健のネットワークの構築	・地域の関連団体や関係機関と情報交換や定期的な会合等を通じてネットワークが構築できる内容となっているか。	
	オ　区行政との協働	・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。	
	カ　地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進	・区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決に向けて積極的に取り組む内容が記載されているか。	
	(2) 地域ケアプラザ運営事業		
	ア　自主企画事業	・自主事業を通じて福祉保健活動の開発・実施や新たな地域福祉のための取組を地域の実情やニーズに合わせて行う計画となっているか。	20
		・高齢者だけでなく、子ども・障害者等の分野の取組や自主活動化への働きかけの取組が、具体的であるか。	
		※子ども分野 子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で多様な人との交流や体験を得られる場づくりや担い手づくり等の取組を行っているか。 ※障害者分野 障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるための取組を行っているか。	
	イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供	・福祉保健活動団体及び地域団体に活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組が示されているか。	
	ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネート	・ボランティア登録及びコーディネートとともにボランティア育成のための具体的な取組が示されているか。	
	エ　福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供	・地域における福祉保健活動団体や人材等の社会資源を把握し、情報提供する具体的な内容となっているか。	

(3) 生活支援体制整備事業		
ア　高齢者の生活上のニーズ把握・分析	・担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	20
イ　多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析	・民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	
ウ　目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）	・目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に示されているか。	
エ　地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援	・地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に示されているか。	
(4) 地域包括支援センター運営事業		
ア　総合相談支援業務	・ワンストップサービスの相談窓口として役割を十分認識し、総合相談を受けるための十分な体制が整っているか。	45
	・相談内容の共有や分析により、地域課題の把握や必要な取り組みにつなげる内容となっているか。	
イ　認知症支援事業	・認知症の正しい理解の促進、認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり、認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築に向けた計画となっているか。	
ウ　権利擁護業務	・高齢者が尊厳を守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進・高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者の支援・消費者被害防止の推進のため、専門的かつ継続的な支援体制を整えられているか。	
エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等		
(ｱ)　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャーが高齢者の個々の状況や変化に応じた支援を行うために必要な、①ケアマネジャーが活動しやすい環境整備（地域住民・関係機関との連携支援）、②ケアマネジャーに対する相談・助言、③新任ケアマネジャー育成支援等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援体制を整えられているか。	
(ｲ)　在宅医療・介	・在宅医療連携拠点等との協力体制の構築、介護関係	

	護連携推進事業	者に対する相談支援,医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践ができる計画となっているか。	
	オ　地域ケア会議	・地域ケア会議の機能を理解し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を推進するために地域ケア会議が活用できる計画となっているか。	
	カ　指定介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	・自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画があるか。 （指定居宅介護支援事業者への業務の一部の委託） ・委託先の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導（計画に位置づけたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）などが確保できる計画となっているか。	
	キ　一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	・介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の事業の展開が横浜市及び区の方針に沿った具体的な計画となっているか。	
	ク　多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築	・地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携を構築するための計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	
(5) 居宅介護支援事業		・公の施設における事業提供である認識があり、指定介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に配慮されているか。	5
(6) 通所介護等通所系サービス事業（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ）		・公の施設における事業提供である認識があり、事業の計画が具体的又は独自性があるなど優れているか。	5
6　収支計画及び指定管理料			
(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分		・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10
(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性		・利用料金の収支の活用や運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
7　前期の指定管理業務の実績			
(1) 前期の指定管理業務の実績		・前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績が優れているか。	−10～10

	(2) 職員配置状況	・過去３年間の常勤職員充足率が 97.25%を超過しているか。 ■計算対象期間 平成 28 年度から平成 30 年度まで ■計算方法 常勤職員（増員含む）合計配置日数／３年間	-5 or 0
合　計			360

審査の結果、最高得点を獲得した団体であっても、選定委員会の定める最低制限基準に満たないときは、指定候補者として選定しません。次点候補者及び応募団体が１団体のみであった場合も同様とします。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ　選定結果の通知及び応募書類の公表（横浜市会での議決を停止条件として通知・公表）

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、瀬谷区のウェブサイトへの掲載等により公表します。

ＵＲＬ： https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/4shiteikanri.html

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定管理者の指定の議決後に公表します。

カ　指定管理者の指定

横浜市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和２年９月下旬予定）

キ　指定管理者との協定締結

「７　協定及び準備に関する事項」（P31）を参照

(4) 応募手続きについて

書類は、表紙の“□欄”に確認した旨の“レ印”を記入し、各書類にはページ番号及びインデックスを付けてください。

用紙サイズは、原本でサイズが決まっているもの以外は、Ａ４サイズに統一し、文字は明瞭なもの（原則、明朝体とする。）を提出してください。

応募関係書類を提出する際には、「横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（表紙）」を表紙として付け、横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類の作成方法に記載する部数を提出してください。

なお、事業計画書（様式２）については、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

また、財務状況の評価を外部の専門機関に一括して委託しますので、「チ」については、法人名及び施設名が明記されているものの他に、法人名及び施設名を消し、法人名及び施設名が特定できない状態にしたものを提出してください。

ア　横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（表紙）
　　※〇〇部分は、応募する施設の名称を入れてください。
イ　指定申請書（様式１）
ウ　事業計画書（様式２）
エ　指定管理料提案書及び収支予算書（様式３）
オ　賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃－１）
　　※「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（地域ケアプラザ用）」参照
カ　団体の概要（様式４－１）
キ　共同事業体の結成に関する申請書（様式４－２）※該当の場合のみ
ク　共同事業体の結成に関する協定書（様式４－３）※該当の場合のみ
ケ　共同事業体連絡先一覧（様式４－４）※該当の場合のみ
コ　事業協同組合等構成員表（様式４－５）※該当の場合のみ
サ　役員等氏名一覧表（応募団体評議員を含む。様式５）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
シ　欠格事項に該当しない宣誓書（様式６）
ス　応募資格に該当する宣誓書（様式７）
セ　定款、規約その他これらに類する書類
ソ　団体の登記事項証明書
タ　指定申請書を提出する日の属する事業年度における収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業収支計算書及び事業報告書（様式自由）
チ　指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度までの直近３か年度分における事業年度の貸借対照表、財産目録、事業収支計算書及び資金収支計算書等並びに様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
ツ　税務署発行の納税証明書「その３の３」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）
テ　横浜市税の納税状況調査の同意書（様式８）
　　※応募時点で横浜市に対して納税義務のない法人についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含む）について状況調査を行います。
ト　法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式９）
　　※公益法人等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出する必要があります。
ナ　労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近１回分）等
二　健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近１回分）等
ヌ　厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近１回分）等

ネ　団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

ノ　設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

※１：各種保険加入の必要がないため、ナ、ニ及びヌのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式 10)」を提出してください。

※２：共同事業体に関する取扱い

応募にあたっては、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。カからノまでの書類については、構成団体それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要（様式４－１）」に加えて、次の３点の書類を添付してください。

キ：共同事業体の結成に関する申請書（様式４－２）

ク：共同事業体の結成に関する協定書（様式４－３）

ケ：共同事業体連絡先一覧（様式４－４）

※３：中小企業等事業協同組合に関する取扱い

応募にあたっては、担当組合員を決めてください。カからノまでの書類については、担当組合員それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要（様式４－１）」の次に、次の書類を添付してください。

コ：事業協同組合等構成員表（様式４－５）

※４：その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア　応募者の資格

①　二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ　※デイサービスあり

次の各項目を満たしている必要があります。

(ｱ)　法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし、個人は除く。）

(ｲ)　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項本文、第 42 条の２第１項本文、第 46 条第１項、第 54 条の２第１項本文、第 58 条第１項又は第 115 条の 45 の３第１項本文の指定を受けることができると認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第４条）

※上記については、「通所介護事業、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防支援事業及び第１号通所事業の指定を受けることができると認められる者」となります。

②　二ツ橋第二地域ケアプラザ　※デイサービスなし

次の各項目を満たしている必要があります。

(ｱ)　法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし、個人は除く。）

(ｲ)　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 46 条第１項又は第 58 条第１項の指定を受けることができると認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第４条）

※上記については、「居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができると認められる者」となります。

イ　欠格事項

次に該当する法人その他団体は、応募することができません。

(ｱ)　法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(ｲ)　労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

(ｳ)　会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(ｴ)　指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取り消しを受けたものであること

(ｵ)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(ｶ)　選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(ｷ)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目は、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式５）」により横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ｸ)　２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ　共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ｱ)から(ｸ)までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

(ｱ)　地域ケアプラザの運営に必要な介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項本文、第 42 条の２第１項本文、第 46 条第１項、第 54 条の２第１項本文、第 58 条第１項又は第 115 条の 45 の３第１項本文の指定を受けることができると認められる者が当該業務を担当する構成団体として有していること

(ｲ)　基本協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出すること

エ　中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ｱ)から(ｸ)までのいずれにも該当しないとともに、地域ケアプラザの運営に必要な介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項本文、第 42 条の２第１項本文、第 46 条第１項、第 54 条の２第１項本文、第 58 条第１項又は第 115 条の 45 の３第１項本文の指定を受けることができると認められる者が当該業務を担当する構成団体として有していることが必要です。

オ　公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ　接触の禁止

選定委員、横浜市職員及びその他本件関係者に対して、本件応募について直接・間接問わず接触を禁じます。

キ　重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク　応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ　団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体、中小企業等事業協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ｱ)　現地見学会及び応募説明会への代理出席

(ｲ)　事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします。）

(ｳ)　選定委員会の面接審査への出席

コ　応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ｱ)　カからケまでの禁止事項に該当する等、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(ｲ)　応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ　応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ　応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年２月横浜市条例第１号)」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

ス　応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、辞退届（様式 11）を提出してください。

セ　費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

ソ　提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は、横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。

7　協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

横浜市は、選定委員会による審査及び選定後、指定候補者と細目の協議を行い、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア　管理運営業務の範囲及び内容

イ　法令の遵守

ウ　管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）

エ　管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ　管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ　施設の維持保全及び管理に関する事項

キ　施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク　債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ　管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ　指定期間満了に関する事項

サ　指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ　協定内容の変更に関する事項

ス　その他必要な事項

(3) 開設準備及び業務の引継ぎ

ア　開設準備

指定期間の開始までに準備業務として、事業計画書作成業務及び横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細は、指定候補者に別途提示します。

イ　業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者から変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。

この場合、次期指定管理者の引継ぎに要する費用は、準備業務のための経費として１か月分の人件費（介護保険事業を除く。）を横浜市の予算の範囲内において支出します。引継ぎは、指定期間

が開始する前年度に行うこととなるため、横浜市会における指定議案の議決後に、横浜市と次期指定管理者との間で別途業務委託契約を締結して実施する予定です。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、横浜市会における指定管理者の指定議案の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において、指定管理者による指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として協議を行い、次点候補者を指定候補者として横浜市会に議案を提出します。

なお、横浜市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のため支出した費用は、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア　当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ　地方自治法第 244 条の２第 10 項の規定に基づく報告の要求または調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、もしくは調査を妨げたとき

ウ　地方自治法第 244 条の２第 10 項に規定に基づく指示に従わないとき

エ　本公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ　申請時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ　指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第５編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ　指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク　指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ　不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等の横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う。）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ　指定管理者から指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ　当該施設が公の施設として廃止されることとなったとき

シ　その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い及び指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（ｱ）次期指定管理者の指定のために開催する選定委員に対して支払う謝金等の費用、（ｲ）組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。